

2018年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ

台風接近による運休で出勤できない場合の取り扱いは障害休暇
『会社の「ホテルを取ってあるから前日に出てきてくれ」は懲憑でありお願いであることを確認！』

本部は9月5日、2018年度協約・協定改訂第6回団体交渉で会社に対して、台風接近による運休が発生した際、運転職場で「ホテルを取ったから前日に出てきてくれ。出勤に間に合わなかったら出勤遅延にする」との言動があったことを追及しました。議論の中で、出勤に間に合わなかったり出勤できなかったとしても障害休暇とすることや「出てきてくれ」は、あくまでも社員への懲憑でありお願いであることを確認しました。

組合：台風の接近等により前日の出勤を指示した場合、非常呼び出し手当を支給すること。先日、在来線運転職場で、台風接近で運休にするため翌日出勤の社員に「ホテルをとってあるから出てきてくれ。出てこなくて間に合わなかったら出勤遅延になる」との管理者の言動があったとのことである。これは業務指示ではないのか。懲憑であれば、当日に出てくる努力をして出れなかったとしても問うべきことではないと思うがどうか。

会社：結果として、出てこれなかった場合は、障害休暇で対応する。あらかじめ出てきて欲しいと会社が言うのは、安定輸送を支えようと呼びかける懲憑であり、お願いとなる。

会社の一方的な「出てこい！」とか「出勤遅延にする！」などという暴言を許してはなりません！